

## **【事案 I - 4】 契約無効および掛金返還請求**

・平成 29 年 10 月 24 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

昭和 60 年から契約が毎年更新され共済期間として継続されてきているのに、共済証書記載の発効日（平成 29 年）前の発病、事故の保障がされないことは詐欺であり、このような詐欺契約を申立人の意思によらずに締結されたことに対し、申立人は契約の無効およびこれまで払い込んだ共済掛金の返還を求めた。

これに対し被申立人は、共済金の支払要件である「共済期間中に発生した不慮の事故」「発効日以後に発病した疾病」などについては、昭和 60 年の初回発効日を基準としており、申立人の主張は失当であるとしたため、これを不服として申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

申立人の意思によらない詐欺の契約がされた。これまでに申立人が払い込んだ共済掛金 603,950 円を申立人に返還せよ、との判断を求める。

- (1) 申立人は昭和 60 年に共済契約に加入し、平成 28 年 8 月に解約するまで共済契約を継続してきたが、申立人が所持する共済証書において発効日が 2017 年（平成 29 年）4 月 1 日の 0 時とされ、満期日が 2018 年（平成 30 年）3 月 31 日の 24 時とされている。
- (2) 被申立人の約款・事業規約において、「契約の発効日前に共済金のお支払い原因となる傷病や事故等が生じている場合について」一切保障はありませんと図示されているが、昭和 60 年から契約が毎年更新され共済期間として継続されてきているのに、共済証書記載の発効日前の発病、事故の保障がされないのは詐欺である。
- (3) 昭和 60 年の当初加入時より、保障内容の変更や共済金の支払があったのに申立人には一切確認も説明も無いまま、平成 28 年 8 月まで来た。
- (4) これらのことから本件契約は無効であり、これまで払い込んだ共済掛金から、申立人に支払われた契約者割りもどし金および共済金を差し引いた 603,950 円の返還を求める。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 契約発効日とは、申立人と被申立人との間に初めて本共済契約が締結された日（昭和 60 年 7 月 24 日）を指すものであり、毎年の契約更新の日（8 月 1 日）ではない。

すなわち、共済金の支払要件である「共済期間中に発生した不慮の事故」「発効日以後に発病した疾病」などについては、初回発効日（昭和 60 年 7 月 24 日）を基準としている。

- (2) 被申立人は共済期間が満了する共済契約について満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思表示または共済契約の種類の変更申出が無い場合は共済期間満了日の翌日に従前の共済契約と同一内容で更新し、この日を「更新日」と呼称している。
- (3) 約款・事業規約において、「共済期間を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。」とあるように、毎年共済期間の満了時に更新することにより保障は継続される。また、入院共済金の支払要件である「発効日（増額分については更新日）以後に発病した疾病」という規定は、共済金額を増額せずに共済契約を更新した場合、あるいは共済金額を増額して更新した場合であっても更新前から締結していた共済契約の共済金額については更新日以後の発病であることを要せず、当該共済契約の当初の発効日を基準とするという趣旨である。したがって、「保障がないのは詐欺である」という申立人の主張は失当である。
- (4) 被申立人は共済契約証書を更新日前（満期のおよそ 2 か月前）に送付しており、「初回加入時より保障内容の変更があったのに一切確認や説明がない」旨の申立人主張は事実と異なる。また、被申立人は申立人に共済金 56,250 円を支払い、申立人はこれを受領していることから、共済期間中の保障があることは明白である。

## ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、下記の理由から「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

### 1. 本件更新契約の保障について

#### (1) 共済契約の保障期間

本共済契約は、同契約が定める共済期間内に被共済者に生じた共済事由（共済金の支払原因となる事実）について被申立人が共済金を支払うことを内容とする契約である。

そして、本共済契約の共済期間、すなわち、その保障期間は、共済契約の発効日から始まるから、共済金支払原因となる共済事由は、共済契約の発効日以後に発病した病気もしくは発生した不慮の事故等でなければならない。

共済契約の発効日前に生じた傷病や事故等は共済事由に該当せず共済金を支払うことができない旨のしおりの記載は、このことを説明するものである。

#### (2) 共済契約の変更、更新の場合の保障期間と保障開始日

- ① 本共済契約は、共済期間の満了日までに共済契約者から更新しない旨の意思表示等がされない場合、満了する共済契約と同一内容で、共済期間満了日の翌日に更新され、一定の場合には共済契約の種類変更のうえで更新される。(以下、種類変更の場合も含めて、更新前の共済契約を「旧契約」、更新後の共済契約を「更新契約」という。)
- ② 更新によって、旧契約が終了しても保障が終了することではなく、更新契約に保障が継続されるのであるから、契約が更新された場合には、その保障期間は、旧契約及び更新契約の共済期間の合計期間であり、その保障期間の開始日は、更新契約の発効日ではなく、旧契約の発効日である。

そして、旧契約がそれ以前の共済契約の更新契約である場合には、更新が繰り返された一連の共済契約の保障開始日は、更新が繰り返されるに至る最初に締結された共済契約の発効日である。

### (3) 本件最終更新契約の保障開始日

本件最終更新契約は、最初に締結された昭和 60 年 7 月 24 日を発効日とする共済契約から更新(種類変更を含む)を繰り返した後に、平成 28 年 8 月 1 日に更新された共済契約(総合 70 歳移行タイプ)である。

そうすると、この一連の共済契約更新の最後に連なる本件最終更新契約に係る保障開始日は、本件最終更新契約の発効日である平成 28 年 8 月 1 日ではなく、最初に締結された共済契約の発効日である昭和 60 年 7 月 24 日である。

### (4) 申立人の主張

申立人は、本件最終更新契約の共済契約証書に「発効日」として「2017 年 08 月 01 日」との記載があることに基づいて、同日より前には共済の保障がないとして、既払の共済掛金の一部の返還を求めている。

しかし、本件最終更新契約の共済契約証書に記載された「発効日」は、当該更新された共済契約(すなわち本件最終更新契約)の発効日であって、昭和 60 年 7 月の最初の共済契約の締結から平成 28 年 8 月の本件最終更新契約に至る一連の更新(種類変更の場合を含む)に係る全体としての共済契約の保障の開始日ではない。

更新が繰り返された一連の共済契約の保障開始日は、更新が繰り返されるに至る最初に締結された共済契約の発効日であることは既述のとおりであり、本件に係る一連の共済契約の保障開始日は、最初に締結された共済契約の発効日である昭和 60 年 7 月 24 日である。

申立人の主張は、保障開始日に関する誤解に基づく主張といわざるを得ず、採用することができない。

## 2. 保障内容に関する説明等について

申立人は、昭和 60 年の最初の共済契約締結以来、保障内容の変更や共済金の支払が

あったのに、平成 28 年 8 月まで被申立人から一切確認や説明がなかったと主張する。

しかし、被申立人は、共済契約更新日のおよそ 2 か月前に更新後の契約内容を明示した共済契約証書を申立人に送付していると主張し、申立人もこの主張を争わない。

また、申立人も、本件最終更新契約の内容を記載した共済契約証書を所持していることを認めている。

これらの事情の他、被申立人の主張を排斥して申立人の主張に沿う証拠はないから、申立人の主張は採用することができない。